

(毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

鳥取県公報

目次

- ◇告示 計量器定期検査の実施
- 建設業者の更新登録
- 建設業者の登録
- 建設業者の登録まつ消
- 国民健康保険規約の制定認可
- 漁業監督吏員の任命並びに解任
- 教育職員免許状の授与
- 生活保護法による医療機関の指定
- 買収令書交付不能一覧表
- 食糧管理法による職務執行に関する証票の交付
- ◇教委告示 保護文化財の指定等

告示

鳥取県告示第二百三十一号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第百四十条の規定により、東伯郡の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十三年五月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

検査日	時	検査区域	検査場所
五月二十日	午前十時から 午後三時まで	東伯郡赤碕町	赤碕町役場
〃	〃	〃	安田小学校
〃	〃	〃	成実農業協同 組合集果場
〃	〃	〃	八橋小学校
〃	〃	〃	浦安公会堂
〃	〃	〃	東伯町役場下 郷支所
〃	〃	〃	古布庄小学校
〃	〃	〃	由良町公民館
〃	〃	〃	大栄町 大誠小学校
〃	〃	〃	大栄町役場栄 支所

備考 計量法第百四十二条但書による所在場所で行う定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期間を昭和三十二年五月二十日から六月十九日までとする。

鳥取県告示第百三十二号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に更新登録した。
昭和三十二年五月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	おもな営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (に)第百六十四号	昭三二、二二、一八	小源工営社	岩美郡宇倍野村大字麻生三三八	小林源太郎
"	昭三二、一〇	因丹建設(有)	八頭郡若桜町若桜二〇〇	加島 時藏
"	二〇三号	米子機工(株)	米子市加茂町二丁目九三	増原 幸一
"	二四一号	中 尾 組	鳥取市南行徳九五	中尾 豊七
"	二〇七号	(株)千代組	八頭郡智頭町智頭三三三	浅井 正弘
"	二〇五号	北村電気工業(株)	倉吉市西町二、六七六	岡村 玄房
"	二四八号	興和建設工業(株)	明治町一、〇一七	米沢 美好
"	二三八号	谷野建設(株)	西伯郡大山町大字今在家	谷野 泰次
"	二三九号	坪 倉 組	日野郡多里村大字湯河四六九	坪倉宗次郎
"	二四三号	前 田 組	西伯郡大山町大字中高三九一	前田 金義
"	三六七号	江 川 組	日野郡江府町江尾一〇八	川端 兼一

"	二五一号	三、一九	田 野 組	鳥取市南本寺町五八	田野 秀吉
"	三七一号	三、一七	松 本 組	下味野二五ノ二	松本 竜藏

鳥取県告示第百三十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十二年五月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	おもな営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (に)第百五〇号	昭三二、二二、二六	常盤建設(株)	鳥取市卯垣一五三	山田 芳藏
"	四五一号	山 本 組	吉方町七六九	山本 義勝
"	四五三号	竹 内 建設	八頭郡家町大字久能寺	竹内 義国
"	四五四号	協和建設(有)	西伯郡西伯町法勝寺	谷田 晃
"	四五五号	木 村 組	中山町束積三六一	佐伯 武寿
"	四五六号	西山建設	名和町大字押平	西山万治郎

鳥取県告示第百三十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので同法第十五条第一項の規定により建

設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年五月十七日

鳥取県知事 遠藤

茂

登録番号 登録年月日 名称 所在地 申請者氏名 まつ消年月日

鳥取県知事登録 昭三一、七、一六 有限会社大江組 鳥取市賀露町九六九 大江 正義 昭三二、四、二五

〃 二五三〇号 昭三〇、三、二八 沢田商会 〃 今町二丁目四七ノ一 沢田 武二 〃 五、七

鳥取県告示第百三十五号

国民健康保険を行う郡家町に対し新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)第二十八条第四項の規定に基き郡家町国民健康保険規約の制定を昭和三十三年四月一日認可した。

昭和三十三年五月十七日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県告示第百三十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十四条第一項の規定による漁業監督吏員を次のように任命並びに解任した。

昭和三十三年五月十七日

鳥取県知事 遠藤

茂

一 任命

証票番号 氏名 職名 勤務所 任命年月日及び証票交付年月日

二四 竹原 幸吉 鳥取県技術吏員 水産課長 鳥取県経済部水産課 昭和三十三年三月一日

二三 堀 芳明 鳥取県技術吏員 〃 〃 〃 昭和三十一年十月一日

二 解任

証票番号 氏名 職名 勤務所 解任年月日及び証票返納年月日

一六 油井 恭 鳥取県技術吏員 水産課長 鳥取県経済部水産課 昭和三十三年二月二十八日

鳥取県告示第百三十七号

次の者に対し教育職員免許状を授与した。

昭和三十三年五月十七日

鳥取県知事 遠藤

免許状の種類 番号 氏名 本籍地 授与年月日

中学校教諭二級普通免許状(英語) 昭三一中二普第一八号 田中正博 岩美郡岩美町 昭和三十三年三月二日

高等学校教諭免許状(保健体育) 昭三二高助第五号 市村玲子 鳥取市松上 昭和三十三年四月三十日

幼稚園助教諭免許状 昭三二幼助第一号 徳村富貴子 〃 南隈 昭和三十三年五月十日

鳥取県告示第二百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。
昭和三十二年五月十七日

診療科名	名 称	鳥 取 県 知 事 遠 藤 茂	指 定 年 月 日
外科、胃腸科	横田 外科医院		昭和三十一年十一月十日
内科	豊田 医院		昭和三十一年三月一日
	倉吉市堺町一丁目八七〇		

鳥取県告示第二百三十九号

次の土地は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十二条第一項の規定により買収することに決定したが現住所不明のため買収令書を交付することができないので、同法同条第四項で準用する同法第五十条第三項の規定により、その内容を告示して交付に代える。
昭和三十二年五月十七日

一 土地の所在及び対価等

鳥 取 県 知 事 遠 藤 茂

所 在 地	土 地 目 的	買 収 面 積	地 価	所 有 者 の 住 所 氏 名
市 村 郡 町 大字 字 地 番	台 帳 一 現 況	対 価		

鳥取県告示第二百四十号

食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第十三条第二項の規定による職務の執行に関する証票を昭和三十一年五月一日次のとおり変更した。

昭和三十一年五月十七日

鳥 取 県 知 事 遠 藤 茂

新規廃止の別	証票番号	勤 務 所	職 名	氏 名
新規	一九	倉吉市役所	倉吉市事務吏員	三浦正年
廃止	一四	〃	〃	中村清

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

鳥取県文化財保護条例（昭和二十七年四月鳥取県条例第十三号）第六条並びに第十七条の規定により、昭和三十一年四月十六日鳥取県保護文化財並びに鳥取県選定無形文化財に次のとおり指定又は選定した。

昭和三十一年五月十七日

